

薬生食輸発1114第5号
令和元年11月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(カザフスタン産はちみつのクロラムフェニコール及び米国産とうもろこし(爆裂種に限る。))のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年11月14日付け薬生食輸発1114第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、カザフスタン産はちみつの輸入時の自主検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、カザフスタン産はちみつのクロラムフェニコールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、検査命令の対象としたことから、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のデルタメトリン及びトラロメトリンについてはモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 11月14日	カザフスタン	はちみつ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロラムフェニコール	LLP PCHELA